

高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）

1 施設の概要

- (1) 所在地 新宿区高田馬場一丁目32番10号
- (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- (3) 敷地面積 269.29㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
- (4) 延床面積 315.59㎡（新宿消費生活センター分館を含む）
- (5) その他 新宿消費生活センター分館との複合施設

2 検討の経緯

時期	内容
令和7年8月	●高田馬場創業支援センター（以下、「創業支援センター」という。）と同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため、「新宿区産業振興会議第7期報告書」において、施設のあり方検討の必要性が示された。 ●これを受け、区では施設のあり方を含め、創業支援を推進していくための検討を進めた。
令和7年12月	●新宿区産業振興会議において、区で整理した創業支援施策の将来イメージを提案し、施設を保有せずに多様な創業支援施策を展開していくことの必要性について合意形成された。
令和8年5月	●「新宿区産業振興会議第8期中間報告」において、創業環境の変化及び創業支援センターとBIZ新宿とで創業支援機能に重複が生じている状況等を踏まえ、創業支援センターを廃止し、創業支援施策を再構築する必要性が示された。
令和8年6月	●新宿区施設活用検討会において、「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）」を決定した。
令和8年7月	●以上の経緯を踏まえ、区において、「高田馬場創業支援センターの廃止及び跡施設活用の方針（案）」を決定した。

3 創業支援センターの廃止の方針（案）

(1) 廃止の方針（案）

- ①創業支援センターで担ってきた施策や機能をBIZ新宿に一元化する。
- ②現在の指定管理者の指定管理期間の終了に合わせ、令和10年度末をもって創業支援センターを廃止する。

(2) 廃止の理由

- ①創業支援センターと同様の機能を持つ民間の創業支援施設の増加や創業形態の多様化など、区内における創業環境が変化し、区に求められる創業支援の役割、ニーズが変容してきているため。
- ②創業支援センターとBIZ新宿とで創業支援機能に重複が生じているため。

4 跡施設活用の方針（案）

（1）創業支援センター廃止後の跡施設活用

①方針（案）

創業支援センター廃止後の跡施設は、現在第二分庁舎 3 階に所在する消費生活就労支援課（新宿消費生活センター）の執務室等として活用する。

②活用理由

消費生活センター機能を集約することで、消費生活相談員による消費者講座の拡充実施が可能となるほか、消費生活センター分館を主な活動拠点としている消費者団体と更なる連携を強化し、消費者トラブルの未然防止及びエシカル消費の推進等に関する取組の強化などにつながるため。

（2）消費生活就労支援課移転後の跡スペース（第二分庁舎 3 階）の活用

①方針（案）

現在第二分庁舎の 1・2 階に所在する生活福祉課・保護担当課の区民対応・執務スペース等として活用する。

②活用理由

- 生活福祉課及び保護担当課では、来庁による相談件数が増加傾向にあるなど、現庁舎の中でも特にスペースがひっ迫しているため。
- 生活福祉課及び保護担当課では、第二分庁舎内におけるフロア間の円滑な連携を図ることができるため。

5 創業支援施策の推進について

創業支援センターの令和 10 年度末の廃止に向けて、同センターが担ってきた機能を BIZ 新宿で発展的に継承するとともに、従来からのビジネスモデルであるスモールビジネス、新しい技術やビジネスモデルを活用したスタートアップなど、それぞれの事業特性に応じた新たな創業支援施策を実施するための検討を進めていく。